

国家管理のもとでの大学の生誕と展開

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10842

【論 説】

国家管理のもとでの大学の生誕と展開

吉 田 善 明

目 次

- 一 はじめに―問題の所在
- 二 近代化の中の日本の大学の生誕
 - (一) 東京大学の創立
 - (二) 私立専門学校の創設
- 三 日本の大学のピラミッド化の完成
 - (一) 帝国大学への改称と教育目的
 - (二) 帝国大学予科への高等学校の編入
 - (三) 私立専門学校に向けた差別化
 - (四) 官僚の養成機関としての帝国大学
 - (五) 民法典の制定とドイツ法学の隆盛
- 四 専門学校令による私立大学の展開
 - (一) 政府の認可と私立大学
 - (二) 大学志向を旨とす慶応義塾、早稲田両大学
 - (三) 法律系私立専門学校の総合大学化

一 はじめに—問題の所在

いま大学は、大きな変貌期に差しかかっている。二一世紀に入り、グローバル化時代を迎えている。

この期に対応する大学の変貌の度合をみて、「大学のもつ意味は変わった」、あるいは「大学は死んだ」とさえ主張する研究者も多い。このことを主張する識者の背景には、近代の大学（研究と教育の統一を目指した⁽²⁾）の理念を念頭におき、現在の大学の諸相と比較しての発言である。たしかに、大学は国のエリートを養成する特定階層のためのものから大衆化され、国民の誰れもが入学可能となり、それに応じた「開かれた大学」としての側面がグローバル化の中にあつて強調されている限りそういえないくもない。大学の本質が研究と教育にあり、とくに研究の成果が人類の普遍的な知的財産となることを思う時、大学の本質は変るものではない。もし、この本質と使命が、失われることになれば、大学としての存在意義は失われることになる。

わが国では、近代教育を鼓吹すべく欧米諸国の大学を念頭におきつつ、国家が大学を設置し、政府の管理のもとにおいて発展させてきた。その大学に政府は、近代国家の推進にとつて必要不可欠ともいえる官僚養成のための教育機関としての地位を与えた。大学は、その使命といえる知の探究を制御しながら政府の大学であることを理由に官僚を養成する教育機関として役割を果たしてきたということができる。一八七七（明治一〇）年に東京大学は開設されるが、その後、法律家を養成するための司法省所轄の法学校正則科（東京法学校）、技術者を養成するための工部省所轄

の工科大学校、農業技術者を養成するための内務省所轄の農学校を吸収して、一八八六（明治一九）年にはその名称を帝国大学と改称し、総合化して唯一のものとした。

近代教育研究制度の焦点にたった唯一の帝国大学は、いうまでもなく政府の大学として、ヨーロッパ型（西洋型）大学をモデルとしながらも、それとは全く異った体質のものとして展開していったといつても過言ではない。帝国大学の目的が示す「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授スル」（第一条）機関とし、大学の管理運営権を政府が掌握し高等機関として発展させていった。これはまた、抬頭する私立専門学校の大学化を抑制し、同じく専門学校として発展してきた官立専門学校の単科大学への昇格化を抑制し、帝国大学との差別化をはかつていった時期でもあった。小稿では、このことを政府進めた大学政策の中で検討してみたい。これが第一の課題である。ただし、小稿では、官立単科専門学校の詳細な検討については紙数の関係から取りあげられなかったが別稿で論じたい。

第二に、帝国大学は、創立当初、學術技芸の理論及び応用を教授する部門（教育）と學術の濫奥を攻究する部門（研究）を峻別し、発展させていくことを意図していたが、現実には、研究の成果が政府の方針に反するとなると文部省は、大学の管理者（学長）を通して介入する手法をとり、結果的には研究の自由を抑制する状態を生み出していた。したがって、早くから国家から独立した管理運営体制を改革すべきとする大学改革案が研究者等によつて出されていた。⁽³⁾小稿は、こうした大学の状況のもとで生じた諸事件を大学の自治という観点よりも、むしろ大学の目的と使命といった視点に力点をおいて考察してみたい。こうした視点からの考察をなくして大学の全貌、とくに私学問題の全貌を理解することができないと判断したからである。この問題の検討に際し、つぎの言葉が想起される。「大学は、社会にとって危険な存在である。大学が危険な存在でなくなれば、大学はその本質を失うことになる」と。この言葉は、学問の自由と大学の自治を検討するにあつた私の脳裡にある問題意識である。

小稿は、紙数の関係もあつて大学の生成期から「大学令」が出される一九一八（大正七）年までに限定して検討している。また、小稿を執筆するにあたり「大学」という場合、多様なイメージの大学が想起されるが、ここでは近代国家の生成とともに歩んできた官（国）、私立の大規模大学を対象とし、しかも法律・経済を中心とした社会科学系を検討の対象にしていることを予じめのべておきたい。

二 近代化の中での日本の大学の生誕

(一) 東京大学の創立

東京大学は、一八七七（明治一〇）年四月に創立された。明治初期にすでに高等教育機関であった①東京開成学校（大学南校）、②東京医学校（大学東校）を統合し、学部編成については、東京開成学校には理学部、法学部、文学部を、医学校には医学部を置き、東京開成学校普通科および官立東京英語学校を東京大学予備門として出発した。二つの学校の統合目的、方針、抱負等については積極的に窺い知ることは困難である。ということは、東京大学が創立したものの目的、理念も明確でないまま「各科ヲ並立シ之ヲ包括シ」創立しているからである。⁽⁴⁾

東京大学の創立当時の管理運営については、一八八一（明治一四）年にはいつて統一的な管理運営がなされていくが、それまでは法文理の三学部を統一した総理（加藤弘之）と医学部総理（池田謙斉）が置かれ、それぞれ別々の事務機構のもとで運営されていた。一八八一年の改革は、(i) 統一的「総理」職および学部長職の設置、(ii) これに伴う事務章程の整備、(iii) 大学の管理運営機関として大学全体と予備門に関する案件を扱う東京大学諮詢会の設置、

(iv) 教員身分の官僚化システムの確立であった。とくに、教員の身分については、各学部部に所属し、教授、助教授の二職となっていたが、実際には講師・準教授等の教員が存在していた。このような改革によって、いままでの管理体制は、一元的な管理体制として整理された。⁽⁵⁾

一八八五(明治一八)年に入ると、同年九月には文部省所轄(一八八四年以前は司法省管轄)の法学校正則科を加えて、法学部を法学第一科、第二科とし、法学部第二科は、文部省下の法学校のカリキュラムをそのまま採用している。したがって、法学第一科は英語を重視した英米法の教育が、法学第二科はフランス語を重視したフランス法教育が行われた。また、一八八三(明治一六)年には、東京大学は、別課法学科を設置し、邦語教育を行い、学生を後述する東京大学予備門から入学させていた。その大学予備門は、外国語教育課程を経た学生を入学させている。

明治一〇年代の東京大学は、前述したように大学の理念は明確ではないが、政府の創立した高度な教養教育機関として出発したことは事実である。明治一〇年代に入り東京大学は徐々に総合大学としての統一運営を確立し、高度な教養教育機関としての体制を整えてきた。ドイツ型をモデルとした大学創りに傾斜してきたことが明らかとなる。

ところで、東京大学に学生を供給する東京大学予備門は、前述してきたように東京大学の創立に伴い官立東京英語学校と東京開成学校普通科(予科)とを合併し創立した教養教育機関である。その予備門は、法理文学部の管轄下におかれ、修業年限は四か年で、その卒業生はそのまま法理文のいずれかの学部に入学することができた。⁽⁶⁾一八八一(明治一四)年には授業時間、教科内容等が修正追加されている。この教育方針は、思想的には、いままでの開明主義から儒教主義へ、知育中心から德育重視への転換をはかられている。

しかし、東京大学予備門は、大学予科を吸収し、八六(明治一九)年には東京大学の管理から離れ、第一高等中学校となつて⁽⁷⁾いる。

(二) 私立専門学校の創設

私立学校は、官(国)立より古く明治維新时期に和漢塾や洋学塾として創立していた。しかし、経営の逼迫や教則上の事由で淘汰され、一八五八年創立の慶応義塾以外は私塾の域を出ずに終わっている。

私塾の中から発展した慶応義塾は、明治一〇年代には、高等教育機関となっていた。慶応義塾の起源は、安政五(一八五八)年奥平藩邸に開設された蘭学塾(福沢塾)にはじまる。慶応塾に命名されたのは、一八六八(慶応四)年である。

慶応義塾は、明治一〇年代に入ると、学問する中での専門的知識修得の要求が高まりをみせ、より高度な専門学術を授ける学塾としての内容を整えていた。その教科内容を見ると、経済、政治、法律等の専門学科を授けることのほか地理、窮理(物理)、文典、算術など文科、理科などにわたった基礎知識に重点がおかれていた。いわゆるリベラル・アーツの性格をもっていた。⁽⁸⁾その後、実業界にも専門学を要望する声が強くなり、慶応義塾は、経済を主体とする高等レベルの教育を展開し、「実業青年」の輩出の場となった。

明治一〇年代の法学教育の状況を見ると、司法省のもとでの裁判権を大審院に帰属させた裁判制度が生まれたばかりであり(一八七五年・明治八年)、近代的な学校もなく、あるのは「代言人が代言業務の傍ら徒弟制度的な試験準備教育をする『法律私塾』と呼ぶ程度の教育機関が存在するにすぎなかった」(兼子一『裁判法』法律学全集、有斐閣、天野郁夫『大学の誕生(上)』七四頁)。当時、同程度の法律私塾が設置されたが短期間のうちに姿を消し、本格的な法学学校として登場してくるのは明治一三年以降である。一八八〇(明治一三)年には、近代法である刑法、治罪法が

公布された年である。「代言人規制」の改正もあつて資格試験も嚴格になる。この時期に、司法省法学校と東京大学法学部の卒業生が、その近代法の普及に積極的になり、私立専門学校の設置に動き出している。

一八八〇（明治一三）年に専修学校（現専修大学）が創立する。創立者は、大学南校、東京開成大学校で学びアメリカの諸大学で法律学や経済学を学んだ留学生によるものであつた。専修学校は、法学の部門より経済学に重点を置いて展開した。

一八八一（明治一四）年には、司法省法学校を卒業しフランス留学から帰国した青年法律家によつて明治法律学校（現明治大学）が創立される。専修学校は英米法系であつたのに対し、明治法律学校はフランス法系の学校である。

一八八〇（明治一三）年には、東京法学校から独立し、翌一年に東京法学校（現法政大学）が創立されている。明治法律学校と同じフランス法系の学校であつた。東京法学校は、明治一九年に開設された東京仏学校の法律科を統合し、一八八九（明治二二）年に和仏法律学校（現法政大学）となる。明治法律学校と同年の創立である。両校は、日本法律学の父といわれるポアソナード教授のもとで教育を受けた法律家によつて創立されている。明治法律学校の創立者岸本辰雄、宮城浩蔵は貢進生としてフランスに留学し、すでに留学していた西園寺公望、光妙寺三郎と知り合い、エミール・アコラスの影響を受けている。エミール・アコラスは、ルソー流の主権、民権理論を展開していた急進派の学者であつた。⁽⁹⁾これに対して、東京法学校の創立者は、古典的自由主義の信奉者であつたポアソナードの忠実な後継者であり、そのポアソナードの⁽¹⁰⁾薫陶を受け、政事に加わることを避けることを思想信条にしていた。

明治一四年といえは、自由民権が澎湃（ほうはい）として起つている最中で、フランスから帰国した明治法律学校の創立者たちは、翌一八八二（明治一五）年に創立されたイギリス法系の東京専門学校（現早稲田大学）と同じく、近代的欧米思想の継受到に積極的であつた。しかし、東京専門学校は、法律系私立専門学校として扱われているが、法学

教育に限定せず、広く政治、経済まで含めた教養教育に力点をおいていた。⁽¹¹⁾ すなわち、東京専門学校の学生は「他校の法律書生とは異なり、法律を学んで判・検事、弁護士になる目的で勉強する人は少なく、他日卒業の暁は、地方に帰り家業に就き、又は郷土の政治経済方面に活躍を志してゐる人が主で、職業を得る目的の為に学問を為すと云ふ風ではなく人間を造るために学問をするという風であつた」(小山温、大学部学科長談)とのべているが、それは自由民権期の東京専門学校の特徴でもあつた。

東京大学法学部の教授連は、法律系私立専門学校の目指す法曹家の養成に強い警戒心をもつていた。そこで、同大法学部の教授は連署をもつて文部省に対し法学部に別課法学科を設置し法律家を養成を図る旨の建議書を提出している。当時、東京大学総理であつた加藤弘之の言動にみる事ができる。すなわち、文部省に対する建議書には、「此等ノ諸私学ハ概ネ皆資本乏シク規模少ニシテ到底天下ノ望ヲ充タスニ足ラスト雖モ、今ニシテ是ヲ措テ顧ミサルトキハ本邦ノ法学部ハ終ニ英国法学部ノ覆轍ニ陥リ、曰ヲ追テ萎靡哀類ニ至ランヤ必セリ」と。また、「今民間ニ於テモ私立法律専門学校頻リニ興リ、其ノ生徒ヲ養成スル不尠候得共、多クハ学課最モ低度ニシテ教科未タ其宜敷ヲ得タリトハ難申」⁽¹³⁾とのべている。

文部省は、建議書を受けて別課法学科の増設をはかつた。この別課法学科の設置目的は、建議書にみられるように、近代司法制度の発達によつて、在野法曹の養成を目的とする私立法律学校の手に移ることを慮れての「簡易速成」の立ちあげにあつたことがわかる。⁽¹⁴⁾

その後、フランス法律系私立専門学校よりやや遅れてドイツ法律系、英米法律系の私立専門学校が鼎立し開設されている。一八八四(明治一七)年には独逸協会専修科(現独協大学)、一八八五(明治一八)年には英吉利法律学校(現中央大学)、そして一八八九(明治二二)年には、日本法律学校(現日本大学)が開設されている。しかし、ドイツ法

系への移行に対応して普及に努めた独逸協会専修科は、一八九五（明治二八）年には廃止された。英吉利法律学校には、わずか二年の設置で廃止された東京大学法学部別科法学科を担っていた教授連（穂積陳重、土方寧、菊池武夫など）も創立に参加している。したがって、英吉利法律学校は、別課法学科の思想を継承したといえる。現に、「フランス法系の法律学校隆盛の陰で不振をかこっていた東京大学法学部における英米法系関係者が、英吉利系法律学校の誕生に全面的支援を約束して」の設置であつたからである。⁽¹⁵⁾ そのほか、一八八九（明治二二）年には、日本法律学校が開設され、日本法の普及に努めている。

これらの法律系私立学校は、日本の近代法の礎をはかるフランス法系からドイツ法系、英米法系への移行に対応しての創立であつた。その点で、明治一〇年代前半の私立法律学校のような自由民権との関りもなく野党的な性格をもつて創立された学校ではない。

また、同じ時期に宗教系の学校として、国の援助を得ながら創立した国学院をはじめ神宮皇学館、哲学館（現東洋大学）が創立される。哲学館は「東洋部」「西洋部」の二部にわけ、とくに東洋部は「日本固有ノ学（即ち、神儒仏三道及ヒ我固固有ノ哲学、史学、文学）ヲ教授スル」ことを目的としている。仏教系では、曹洞宗大学林（現駒沢大学）、眞宗大学寮（現大谷大学）、西本願寺大学林（現、龍谷大学）、古義眞言宗大学林（現高野山大学）などが創立されている。同じ宗教系であるキリスト教系の創立も古い。同志社大学、立教大学、青山学院、明治学院などもほぼ同じ時期に創立している。⁽¹⁶⁾ しかし、キリスト教系の宗教は、神学校としての性格をもつほかに、中等・高等の一貫した教育課程を設け、アメリカのリベラルアーツ・カレッジをモデルにした教育を行つていた。その点では、これらの学院は早くから「総合大学」を目ざす準備をしていたといえるが、「教育と宗教」の衝突問題も絡んで、とくに明治三〇年代には、学生数が減少しており、同志社大学以外は「認可」を得るまでにいたつていない。⁽¹⁷⁾ 以上が明治黎明期における日

本の私立学校の創立状況である。

三 日本の大学のピラミッド化の完成

(一) 帝国大学への改称と教育目的

一八八六(明治一九)年三月一日、帝国大学令が公布された。旧東京大学および工部大学校を統合し、両校の事業を継承する帝国大学の創立であった。帝国大学ハ「国家ノ須要ニ応ズル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スル」ことを目的とし(第一条)、大学院及び分科大学からなる(第二条)。大学院は「學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究」し、分科大学(法科大学、医科大学、工科大学、理科大学)は、「學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ」その理論及応用を教授する機関である。⁽¹⁸⁾帝国大学は、大学院において「學術技芸」の研究の場として、分科大学においてはその成果を教授する場として登場したことがわかる。しかし、この分担については、やがて大学院が研究を専務として、分科大学は研究を離れ、単に既成の知識を伝達する教授する機関になり、大学自体の有機的一体性が稀薄ならしめる慮があるとの批判が出されていた。また、研究も教育も「国家ノ須要ニ応スル」と限定された意味について、森有礼によれば、「国家の為」と同意義であると説明する。「政府が文部省を設置して学校の責に任せしめ、加之国庫の資力を藉りて諸学校を維持するもの、畢竟国家の為なりとせば、学政の目的も亦専ら国家の為と云ふことに帰せざるべからず」と。「当時の森有礼の教育思想はドイツ流の国家教育主義であり、又この立場は憲法制定と関連して当然であり、更に…ロエスレルの意見と照合して理解され⁽¹⁹⁾」ていくことになる。この意味から「国家ノ須要ニ応スル」の一句は、後の諸大学の設立に大きな影響

を及ぼすことになる（研究の自由、教授の自由と政府の介入など、本稿五（一）を参照）。

帝国大学令によると、帝国大学を総括する総長は、「文部大臣ノ指揮」（第五条）を受けて、つぎのような職務を行うとしている。「第一、帝国大学ノ秩序ヲ保持スル事、第二、帝国大学ノ状況ヲ監視シ改良ヲ加フルノ必要アリト認ムル事項ハ案ヲ具ヘテ文部大臣ニ提出スル事、第三、評議會ノ議長トナリテ其議事ヲ整理シ及議事ノ顛末ヲ文部大臣ニ報告スル事、第四、法科大学ノ職務ニ当ル事」と定める。つまり、帝国大学総長は、文部大臣の指揮を受け、法科大学の学長を兼ね、評議會の議を得なければならぬ。「学科課程、大学の利害」に関する事項以外は、総長の職責となっている。まさに政府の大学である。帝国大学のあり様を含めたこのような規定は、伊藤博文が森有礼に託した産物であると解されている。森有礼は、「建設途上の明治国家体制にリンクした大学の創立を企画」し、その大学が「国家ノ須要ニ応スル」學術技芸の場でなければならぬことを強く意識して大学の創立に向けた努力をしていたことがわかる（寺崎昌男『増補版、日本における大学自治制度の成立』評論社、二〇〇〇年、一二〇頁）。

（二） 帝国大学予科への高等学校の編入

高等学校の前身である高等中学校は、一八八六（明治一九）年に第一高等中学校から第五高等中学校までの五校の高等中学校が設置された。高等中学校の目的は、上級学校（帝国大学）への進学者に対する基礎教育を教授するといふよりも、卒業後、農工商その他実務を指導する中級以上の人材養成機関として位置づけられた。ところが、実際には、帝国大学へ進学者のための基礎教育機関であった。その結果、政府は一八九四（明治二七）年に高等学校令を発し、いままでの高等中学校は、高等学校に改められた。いわゆる旧制高等学校の誕生であった。改正された高等学校

は、四年制の専門教育を主とすると同時に三年間の大学予備教育を従とする大学予科といった位置づけであった。しかし、この二本立制度も大学の予備化の方向に傾斜していった。文部省のねらいは帝国大学予科よりも簡易な高等教育機関を開設することにあつたことを思うと、この制度は政府にとつては不本意であつたといふことになる。⁽²⁰⁾したがつて、この高等教育の本格的改革は、その後の大学令の公布を待たなければならなかつた。

(三) 私立専門学校に向けた差別化

明治政府は、帝国大学を焦点とした教育体制の確立によつて、私立専門学校の大学化を阻止し、私立専門学校への介入・監督を強化する。それを決定づけたのが、一八八六(明治一九)年に政府は私立法律学校「特別監督条規」(以下「条規」といふ)を設け、東京市中の法律系私立専門学校を「帝国大学の監督下に置いたことである。⁽²¹⁾これによつて私立法律専門学校は、東京府知事と帝国大学との二重の監督を受けることになる。この「条規」によると、第一に、帝国大学総長の監督に属すべき私立法律専門学校の資格について定め、(一)「必要な普通学科を修めたる者」を入学させ、(二)三年以上の課程を終了し、(三)仏蘭西法律科、独逸法律科、英吉利法律科のうちいずれか一つの学科目を教授し、さらに(四)右の各科(コース)について授けられる法律中、国内実定法については、それらを主として教え、外国法については対照すべきものとしている。これは法学教育の国内法優先主義教育を明らかにしている。

第二に、私立法律学校の資格を検討するための委員を法科大学職員の中より選定する。すなわち、帝国大学総長は「法科大学職員ノ中ヨリ委員ヲ選定シ常時及試験ノ時ニ於テ該学校ヲ臨監セシムルモノトス」(第三条)としている。総長によつて任せられた監督委員は、それぞれ担任校といふべき学校を割り当てられている。穂積陳重が専修学校と

英吉利法律学校、木下広次は東京法学校、富井政章は明治法律学校、土方寧は東京専門学校を担任している⁽²²⁾。監督の対象とされた各私立法律学校の優等生に対しては、帝国大学法科大学が独自の試験を行い、その試験の合格者には判事登用に際して無試験の待遇を与えている。第三に、監督内容をみると、極めて細かく学科目、各学科目の学年配当を指示し、その月の課業時間割表（第四条）、さらには定期試験の実施、その際の科目及び時間割表（第五条）、実施された時の定期試験の成績表までも「帝国大学へ差出すベキモノト」している（第六条）。そればかりか、総長の権限として、「委員ノ報告ニ因リ該私立法律学校校主ニ学科課程及教授法等ノ改正ヲ論告スルコトアルヘシ」（第八条）として、強い権限を与えている。文部省のもとに帝国大学がおかれているとはいへ、その帝国大学に五大法律学校を監督し、科目、時間割、定期試験の予定表、さらには定期試験の成績等を差出すことを定めると同時に、教授の教授法の監視にまで及んでいる。教育内容の自治といった観点からみれば、驚くべきことであり、このようなことをしなければ帝国大学の地位を確保していくことができなかつたのだらうか。帝国大学は、文部官僚の指示に協力し、私学教育に介入し官僚機関としての役割を果たすことにあまりに忠実であつたといわざるを得ない。この「条規」は一八八八（明治二一）年五月には廃止されたが、その廃止の経緯は詳かではない。

このような特異な業務が大学によって行われたことについて、『東京大学百年史一』によると「伊藤内閣の下に進められていた憲法制定作業の一環として位置づけられ、私学の法学教育の統制、帝国大学法学教育への集中強化、さらに、特別認可学校制度を前提としての官僚養成制度整備の一ステップとして位置付けられることは確かであろう⁽²³⁾」と述べている。しかし、私学側からみれば、この「条規」は私立法律学校の国家的統制をはかつた後例にもみない近代日本の大学史に残る最大の汚点であつたといえる。ともかく政府は、このことによつて法律系私立専門学校の体制内組み込みをはかると同時に司法官僚養成の整備を急いでいたことが指摘できる。

「条規」がわずか二年で廃止されると、政府は一八八八（明治二二）年に「特別認可学校規則」を制定し、七法律学校（いままでの五大法律学校に關西法律学校、日本法律学校を加える）を認定し、受験資格を付与した。この認定校制は、私立法律系学校間の差別をもたらすとの批判がみられた。

（四）官僚の養成機関としての帝国大学

高等教育機関の焦点にたつ帝国大学への統合、再編は、内閣制度の創設に伴う大規模な行政機構改革の一環として行われた。官僚制の中枢を担う高等行政官は、主として法科大学から調達する計画が進められた。すなわち、その採用のため政府は、「高等文官試験試験補及見習規則」（一八八七（明治二〇）年七月二五日公布）を制定した。その規則によると、法科・文科両大学の卒業生には高等文官試験の無試験任用を定め、それを掌る文官試験局長官に帝国大学総長兼法科大学長が任命されるシステムを確立した。政府と大学の一体化の意図はまさしく法科大学の卒業生を人材養成の供給源とすることであった。このことから、帝国大学創立当時（明治一九年）の入学定員は総数四〇〇名と定められており、専攻別構成をみると法科大学の重視策がとられ、定員の三八パーセント（一五〇名）を占めていた。ちなみに、医科大学が六〇名、工科大学が七〇名、文科大学が六〇名、理科大学が六〇名であった。分科大学の定員からみて、いかに法科大学を重視した政策を展開していたかがわかるし、それはまた法科大学の官僚制への繰り込みを明確にしていることが明らかである。⁽²⁵⁾

この改革の目的は、内閣制度（一八八五年）の導入を機に官僚制の合理化、拡大を断行し、明治憲法の制定と国会開催に備えることであつた。とくに、帝国議会開設によって選ばれてくる代議士、その同志集団である政党への対応

にあった。

その官界を担う司法官、行政官、外交官の任用は、「文官試験試補見習規則」に基いて任用されたが、実施数年にして①裁判所構成法（一八九〇年）による司法官の別途任用、②文官任用令による大学卒業生への文官高等試験の適用および③外交官、領事官及び書記生任用令による外務官吏の別途任用にわかれた。⁽²⁶⁾

①裁判構成法は、明治憲法に基づき司法制度の基礎を定めたものであるが、その法律に判事・検事の任用の資格を定める。この法律によると、判事・検事の任用には、二回の競争試験とその三年間の試補実施修習を経ることが必要と定める。この登用試験は、一八九一（明治二四）年に制定された「判事・検事登用試験規則」に基づいて実施されるが、帝国大学法科卒業生には、第一回試験（學術試験）が免除されるとする「特権」はそのまま維持された。

また、行政官試補の文官高等試験は、一八九三（明治二六）年に公布、施行された「文官試験規則」に基づいて行われた。この試験は、毎年一回定期的に実施され、試験内容は、予備試験からなるが、法科大学、旧東京大学法学部、文学部及び旧司法省法学校正則科の卒業生は、予備試験を免除するとの内容であった。ところが、帝国大学関係の卒業生は、この規則では、いままでの無試験の特権が奪われたとして、その撤廃を求めて文官高等試験をボイコットする運動を起こしている。そのため、一八九四（明治二七）年の試験は中止されるが、九五（明治二八）年度より正常化された。しかし、法科大学、文科大学に対する「特権」は、すべて廃止されたわけではない。この「特権」に対して、世論とくにジャーナリズムからの批判が出されている。ここでは、「東京大学百年史 通史一」において徳富蘇峰の「特権」に対する批判、「学士会」の反批判を掲載されているので紹介したい。徳富蘇峰は、帝国大学法科の官僚養成機関としての性格に対し、鋭い批判をすでにしていたが、文官高等試験の「特権」についても、雑誌「国民の友」（第一四二号、明治三三年）に「帝国大学と官吏登用法」と題する論文を発表する。その中で、帝国大学法科、文科大学の卒

業生に対する試補試験の「特権」扱の及ぼす弊害は五点ある。その第一に、大学は、「官吏養成所」化し、大学の本質を害すること、第二に「学生僥倖躁進の風を促す」ことになりかねないこと、第三に、大学の外にある人材を採用する道を塞ぐことになりはしないか。第四に、今日儘にして行かば、中等官吏は多く大学生の為に占められ、是が一種の朋党を来たすことになり、第五に「大学の独立を傷く」⁽²⁷⁾としている。そのほか、批判的な意見を揚げると、官立も私立も等しく教育を施す機関であるのに、一方にだけ特権を認めるのは教育の本質に反する。さらには、行政官には、學術のほかに技倆が必要である。その技倆は何を根拠にするのか不明である、といった正論的批判が出されていた。

これに対し、反論も出される。「学士会月報(四八号)」では、「特権」を支持する。第一に、「政府試験官の無益の人数を増加するのみである。第二に、大学卒業生以外で卓越した学識を有する者には学位を与えて、無試験任用に入ればよい。第三に、根強い「藩閥の弊害を根絶する」⁽²⁸⁾ことなどを支持の理由にあげている。

この賛否両論をめぐる論理の展開には、官尊民卑の思想が内在しているし、帝国大学が「官吏養成所」たる地位の既得権の維持を強くみることが⁽²⁹⁾できる。

(五) 民法典の制定とドイツ法学の隆盛

市民生活に関わりをもつ民法、商法、訴訟法の三法典のうち、民法典は一八九〇(明治二三)年四月二二日に公布された(民法の中で日本人の手による人事編、財産取得編の部分は同年一〇月七日公布)。なお、枢密院の提案を受け法典の周知期間として二年半おき、施行を一八九三(明治二六)年一月としていた。⁽³⁰⁾

商法典及び関連施行条例については、民法典の施行と同じく、九三年一月に法典延期派から元老院に提出され、延

期が可決されたが、政府は握り潰していた。

一八九〇（明治二三）年一月にいたり、第一回帝国議會が開会されると、「商法典及商法施行条例施行期限」に関する延期法律案が議員立法として提出され、議會（衆議院、貴族院）で激しい論議があつたが、圧倒的多数で延期案が可決された。この商法典の延期には「法学士会」が法典批判を展開し、商工会などの実業諸団体の働きかけによるものであつた。⁽³¹⁾この商法典の延期は、民法典の施行延期にも波及していった。

これらの民、商法典の延期にはじまる論議は、社会問題化し、延期、断行の系列にたつ私立法律学校間の激しい対立にまで拡がっていった。民、商法典の施行の延期を支持したのが英吉利法律学校（現中央大学）、東京専門学校（現早稲田大学）であり、予定通りの実施を支持したのが明治法律学校（現明治大学）、和仏法律学校（現法政大学）である。ここでは民法典を中心にとりあげ検討してみたい。

一八八七（明治二〇）年一〇月に、司法省は「法律取調委員会」を発足させ、同省の顧問であつたフランス人G・E・ボアソナードを中心に起草した民法典原案を討議、修正して最終原案をまとめる方法がとられた。この法典は、一八八八（明治二一）年二月に完成した。元老院内の調査委員会は、この法典を受けて一八八八（明治二一）年九月までの間に八四回に及ぶ審議を重ね、さらに元老院の意見等を受け入れるなどして同年一二月に審議を終了し、商法典とともに元老院に提出し可決され、すでに公布日、施行日まで確定していた。

その民法典の編別構成と内容は、人事編（第一篇）、財産編（第二編）、財産取得編（第三編）、特定名儀の取得法（第三編第一部）、包括名儀の取得法（第三編第二部）、債権担保編（第四編）、証拠編（第五編）から成つていた。民法典の編纂に際して、第一編の家族に関する「人事編」や第三編第二部の相続に関する部分は、日本人委員が起草するという留保条件が付せられていた。⁽³²⁾

ところが、この一か月後の一八八九年（明治二二）年二月十一日に明治憲法が制定された。明治憲法は、制定過程で示されていたようにドイツ・プロイセン憲法の強い影響を受け国権的色彩の強い内容のものであった。

明治憲法の制定をみるや、同年五月帝国大学の「法学士会」は、「法典編纂二閱スル法学士ノ意見書」を提出した。その意見書によると、法典編纂は大事業であることから慎重でなければならぬ。なぜなら、日本の法典編纂は欧州の制度をモデルとしていただけに「旧慣故法」を参酌することを抜きにしていること、商法はドイツ人（ロエスレル）、民法はフランス人（ボアソナード）の原案であるから法の統一性を欠く虞れがあること」などを理由にしている。⁽³³⁾これが法典論争の機縁といわれている。

政治の舞台では、一八九二（明治二五）年五月第三回帝国議会が開かれ、民商法典施行の反対派から貴族院の賛同者一四名の署名で、民商法典は「其修正ヲ行フガ為、明治二十九年十二月三十一日マデ其施行ヲ延期ス」という法典施行延期の法律案が提出され可決された。発議者である村田保の延期理由は、（一）新法典は倫常を紊ること、（二）慣習に悖ること、⁽³⁴⁾（三）法律の体裁を失すること、（四）法理の貫徹せざること、（五）他の法律と矛盾すると主張した。民・商法典の延期派の主張が高まるにつれて、ボアソナードは、一八九二（明治二四）年四月に外務大臣榎本武揚に法典を実施すべき意見書を提出している。⁽³⁵⁾その理由は、三点からなる。第一に、反対を唱える主な人々は「一身上ノ利害」からであり、それは政府攻撃の手段として利用していること、第二に、「新法典ハ習慣ニ反スル」との批判が多いが、所有権・義務・契約などの事項は文明国の通例にしたがったままであること、日本は新法典とほとんど異なる習慣を持つてきた。とくに財産法や家族法においても日本の慣習を十分に考慮されていること、第三に、国民の永年の渴望に反し、条約改正を妨げることになるなどを掲げている。⁽³⁶⁾

たしかに、民・商法典が公布・施行される状況下で、ドイツ・プロイセン型の明治憲法が制定され、条約の改正問題

などで大きな変化もみられなくはない。しかし、これらの動きを見越しての民・商法典の制定であったことを考えると、むしろそれは国家主義的色彩の強い明治憲法との整合性を図ろうとする政治勢力が抬頭してきたことによると解される。その注目すべきは、帝国大学法科大学教授であり、ドイツ留学から帰朝した国法学者である穂積八束は、一八九一（明治二四）年に、「民法出デ、忠孝³⁷」といった論文を発表し、民法も国家あつての民法であり、「民法典において国教を廢し、家制を破壊する極端な個人本位の法制を打ちたてるのは言論道断であり、後世史家の笑いものになる」とまでのべている。穂積八束の主張に勢を得て帝国大学法科大学教授江木喪、土方寧、加藤弘之、富井政章および東京法学院関係者は大いに刺激を受け延期論を唱なえ且つその支持者を拵げていった。その結果は実施延期派の勝利となり、民法典の修正にはつてゐる。

その修正審議をみると、まず旧民法の編成となつてゐたローマ式を改め「総則」「物権」「人権（債権）」「親族」「相続」の五編とした。編集修正の起草委員には、穂積陳重、富井政章、梅謙次郎の三人が任命されている。起草にあつてはドイツ民法第一草案、オーストリー民法、イギリス債務法、スイス債務法などをはじめ日本の慣習法にも考慮を払つたようである。⁽³⁸⁾ドイツ法典への傾斜は明確である。新民法典の前編（総則、物権、債権）部分は一八九六（明治二九）年に、後編（親族、相続）部分は一八九八（明治三二）年に公布された。この新民法の制定を受けて商法が九八（明治三二）年に制定され、九九（明治三三）年に施行された。また、一九〇一（明治三四）年には刑法も改正され、ドイツ法導入の法体制が確立した。東京帝国大学では、この流れをみて英、仏法と並んで早急にドイツ講座を設置した。学生数も急増している。

もちろん、この論争は、法律系私立学校を拠点として行われたことはいうまでもない。しかし、国民生活の基本となる民法典の延期理由は、民法典即実施を主張するフランス法系派を抑えその改革に踏みきることにあつたが、これは

また東京帝国大学内の勢力が、英米法系、新興のドイツ法系と一八八五（明治一八）年に文部省法学校（司法省からの移管）を吸収したフランス法系の勢力争いに通ずるものでもあった。具体的にいえば、司法省法学校の卒業生と東京帝国大学法科大学の英法系、新興勢力のドイツ法系とする両勢力の争いでもあった。そしてその争いは、ドイツ法系を代表した国法学者穂積八束の「民法出テ、忠孝亡ブ」という一句に示されているように、保守と革新、伝統と近代の激突する政治闘争の様相を呈していたといえる。結果は民・商法断行派の敗北、延期派の勝利となった。これによって、フランス法系私立学校の低迷と英米法系の隆盛をみ、それはまた帝国大学法科大学の英米法、ドイツ法系の地位の確立に貫なるものでもあった。その政治的論争の舞台が司法省（のちの文部省移管）法学校の卒業生や教授によって占められた明治法律学校、和仏法律学校と帝国大学法科大学の教授の協力のもとで占められた東京法学院（中央大学）との間の争いでもあったともいえる。

こうしてみると、わが国の民法典は、フランス民法典体系からドイツ民法典体系への移行であり、その後の国内諸法律の礎をつくり出したといえる。明治憲法体制の確立という視点からみれば、ドイツ・プロイセン憲法の影響を受けた明治憲法、その憲法のイデオロギー的基礎を支えた教育勅語との法的整合性がはかられ、さらにいえば、近代的民法の考え方を抑制した「全能主義の原理の私法領域への貫徹」³⁹がはかられる道が与えられたと解される。

四 専門学校令による私立大学の展開

(一) 政府の認可と私立大学

高等教育システムには、帝国大学、高等中等専門部、専門学校といった曖昧にまとめられた官公私立の多様な学校がこの範疇に入れられている。⁽⁴⁰⁾ やや敷衍していえば、研究と専門教育の機能を担う帝国大学、大学を志向するための予備教育、専門教育の役割を担う高等学校、準拠する法律上の根拠もなく存在している専門学校の三群に整理される。

当時、法律上の根拠もなく、現実には多様な専門教育を通して、人材の養成を目的とする学校が多数存在していた。私立専門学校はその例であり、帝国大学の学部に進ずべき高等教育機関としての役割を果たしていたといえる。しかし、そのような高等教育機関であるとしても、各専門学校は、独自の教育理念や教育内容を有していた。それにもかかわらず、法律系私立専門学校は、帝国大学の補助的な役割を果たす存在に追いやられていた。現に、慶應義塾や早稲田は、大学と名乗っていても大学として公認されることのない状態におかれていた。法律系私立専門学校など専門学校は、大学と名乗っていても大学として公認されることのない状態におかれていた。現に、慶應義塾や早稲田の多くは、大学に向けた昇格運動をはじめだが、政府は公認せず、一九〇二年にいたり教育改革がなされても、専門学校令に基づく大学としての扱いであった。これは帝国大学と私立専門学校の差別化である。また同じことは、大学の名称をもつには複数学部でなければならぬと定義し、官立専門学校ないし官立専門実業学校についても単科大学としての昇格を認めようとはしなかった(東京高等商業学校(一橋大学))。大学が単科大学であろうと複数学部をもつ大学であろうと、大学としての必要条件ではないはずである。要は大学としての研究教育の質の問題である。

この時代は、日本資本主義が軽工業から重工業への発展を遂げ、とくにその重工業化が様々な社会問題を生み、専門技芸に秀れた人材を養成していかなければならない課題を政府は担わせられていた。したがって、政府は、これに応えるため専門学校を総括した専門学校令を発し、認可権を盾に専門学校を充実し画一化をはかっていた。それは一九〇二（明治三五）であつた。その専門学校令によると、「高等ノ学芸技術ヲ教授スル学校ハ専門学校トス」（第一条）、「私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得」（第二条）、「公立又ハ私立ノ専門学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」（第四条）、「専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス」（第六条）、「専門学校ニ於テハ、予科、研究科ヲ置クコトヲ得」（第七条）、「公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度並ヒニ予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ、……私立学校ニ在リテハ設置者又ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム」（第八条二項）、「公立又ハ私立ノ専門学校ノ教員ノ資格ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム」（第九条）とした。この規定をみると、政府の拘束を受けない自治、自主性が尊重されていた私立の専門学校の修業年限、学校、学科目（カリキュラム）について、文部大臣の認可を必要とし、さらには、教員の資格についてまで文部大臣がコントロールしている。しかも、専門学校令を基づく「公立専門学校規程」をみると、専門学校の教員は、学位の所有者、帝国大学分科大学卒業生、官立学校の卒業生で学号の所有者および文部大臣の認可した者でなければならぬとした。この規程は、私立大学の出身教員を排除し、官立大学教員の私立大学教員に対する優越性の誇示であり、官尊民卑思想の具現化とも解される。⁽⁴¹⁾

このような問題の多い規程にかかわらず、とりわけ私立専門学校は、現存する学校を維持する重大な責務をはたさなければならぬためにその規程を受け入れなければならぬかつた。当時、私立専門学校として、認可を得た私立専門学校は、法律、経済分野では、東京法学院（現中央大学）、明治法律学校（現明治大学）、和仏法律学校（現法政大学）、京都法政学校（現立命館大学）、関西法律学校（現関西大学）、専修学校（現専修大学）、日本法律学校（現日本大

学)、慶應義塾大学部、早稲田大学、文学・宗教系の分野では、明治学院、日本女子大学校、同志社文科学校(現同志社大学)などがあげられる。⁽⁴²⁾

このように、各私立専門学校は、専門学校令のもとで文部大臣の認可を得ることになったが、このことは、国(文部省)の監督下に入ることを意味した。したがって、この認可制については、高等教育機関としての各私立専門学校の「自治」を侵すものであるとした批判が続出した。なかには、帝国大学と同等の教育課程を有し、それを修了する学生に実力のある者がいるとすれば、私立専門学校を大学として認可してよいのではないかといった意見も出されていた。当時の主な私立専門学校の状況をみておこう。

(二) 大学志向を旨とす慶応義塾、早稲田両大学

慶応義塾は、一八九〇(明治三三)年にすでに大学部を組織し、高等教育を展開していた。教育の重点を普通部(高等科、普通科)から大学部に移し、文学学科、理財学科、法律学科を充実させ、普通部との一貫教育の展開をはかっている。⁽⁴³⁾ 大学学部は三年制としていた。一八九八(明治三一)年には、政治家養成を目的とした政治学部を増設している。⁽⁴⁴⁾ 専門学校令のもとで認可を得るのは一九〇四(明治三七)年一月であったが、すでに四学部をもつ総合大学としての体制を整えていた。とくに、注目されたのは、一九一七(大正六)年の医学科の設置であった。当時、北里柴

三郎部長は、始業式(一九一九年)での挨拶の中で「日本の医学界は長く官学の独占する所なりしが、近來私立の専門学校も起り、民間に於ても医学の研究盛んとなり、遂に慶応義塾にも医学科創設せらるゝに至りしは本邦医学界の為に慶す可き事なり、往事福沢先生親しく教鞭を執られたる当時にも三田に医学校存在し居り、慶応義塾と医学とは

因縁浅からざるものあり、而して本大学の将来に期する所は官立の医学に対抗し、私学としての医学を發達せしむるに在るは言を待たず⁽⁴⁵⁾と。

早稲田大学は一九〇四(明治三七)年の専門学校令が発せられる以前の一九〇二(明治三五)年に東京専門学校の名称を改称していた。当学苑について、高田早苗校長は、「堂々たる大学」であることを論じ、その實質化に向けた努力を進めていたことについて、『中央學術雜誌』(第二卷第一号—五頁)において、「日本の首府に、堂々たる大学三箇あり、帝国大学と慶應義塾及び東京専門学校是なり。比三のもの、其組織、及び学科の種類程度、所謂ユニバルシチーに該当するものなれば、其名称なるを問はず、共に大学と称す可き学校なりとす。……勿論府下には学校の數多し。従て高尚なるものなきに非ずと雖も、或一種又は二種の専門学を教ふる單一なる目的に出るものは、所謂カールツチに属す可きものにして、ユニバルシチーと稱す可らず。例えば法学院、明治法律学校、又は和弘法律学校等の、司法官又は代言人に於ける、済生学舎の医学に於ける、哲學院の哲学に於ける如し、比等を本題の三大学と、區別するの至当なるを信す。」「吾人は帝国大学、慶應義塾及び東京専門学校の三者に、日本の三大学の名称を呈し、特に帝國の前途を依託せんとするもの、誠に故なきに非ず。其創設と性質と傾向とは実に此希望を属するに足ると思へばなり⁽⁴⁶⁾(第二卷三号)」と。早稲田大学は、東京帝国大学と多くの点において変らない施設はもとより専任教員を有し、それに応ずる財政規模を有していることを説くことによつて大学化への努力を進めていることを明らかにしている。

早稲田大学の認可申請時の学内組織は、大学部、専門部、高等予科の三種に分け、「大学部二政治経済学科、法学科、文学科」に商科を加えている⁽⁴⁷⁾。早稲田大学学長は、一九一三(大正二)年の高等予科の始業式において、学生の面前で、学苑をこう紹介している。私立大学に誇りをもつて勉勵し活動しなければならぬとのべたのち、「世の中の人、兎角官尊民卑の考が今に於いて脱けない。誠に憫むべきことである。この憫むべき誤解を、諸君の働きによつ

て事実上段々と解いて行くと云ふことにならなければならない。「官立学校へ這れないから私立学校へ行く。止むを得ず私立学校へ這入る。さう云ふやうな人は此中には一人もおるまいと思ふ。若しさう云う薄弱な考で此所に來つた者があれば、其人の誤りであるから、寧ろ直に学校を出た方が宜しい」と早稲田人になることの誇りに激をとばしている（大正二年四月十日、高等予科始業式）。当時の世相における官尊民卑の思想からの脱皮を訴えているようにも解される。また、早稲田大学で注目されるのは、一九〇八（明治四一）年に官立に匹敵する理工学科を設置したことがある。「蓋し理工科中純正理学に関する学科は、官立諸大学に於て既に完全なる設備にあり、社会の需要を充たすに足るを以て、吾が大学に置くの理工科は、専ら応用諸科在らざるを得ず」と。⁽⁴⁸⁾理工学科といつても、機械、鉱業、電気、土木、建築、製造化学などの応用領域に関する学科に限定せざるを得なかつたと、のべているが、私立大学の財源からみて応用諸科に限定せざるを得なかつたのは当然の措置であつた。総合大学としての位置を得るための苦渋の措置と解することもできよう。

(三) 法律系私立専門学校の総合大学化

法律系私立専門学校の多くは、専門学校令に基づく大学としての地位を得る。法律系私立専門学校は、慶応義塾大学、早稲田大学とは異なる単科の専門学校であつた。明治法律学校をはじめ多くの法律系私立専門学校は、専門学校令による大学としての認可を得、それを機縁に大学の総合化をはかつていく。ここでは、明治大学、法政大学、中央大学を例にその内容を取りあげ、その傾向を検討してみたい。

明治大学は、明治法律学校を改称し認可されたのは、一九〇三（明治三六）年八月であつた。明治大学は、この機会

に高等研究科および法学部、政学部、文学部、商学部と学部を四学部に拡大し、高等予科を付置し、また、各学部本科三か年の修業期間と予科一年半を置く体制を採用した。しかし、この拡大に伴う諸施設や教育体制は、官立の諸大学に比べても、また、早くから大学としての準備を進めてきた早、慶の両大学に比べて余りに貧弱であった。当時の校長岸本辰雄は、大学としての開校にあたって、『明治大学の主義』と題して「元来官立学校と私立学校とは互に長短あり固より私立は全く官立に勝ると断言し得ざると共に又官立は全く私立に勝ると断言するを得ず敷地の広き建築の大なる器具図書等の備はれる又紀律の嚴なる凡そ此等形式上の事項は官立固より概して私立に勝るへし然れども学問の独立、自由を保ち自治の精神を養ひ人格の完成を謀ることは私立却て官立に勝ることは是れ余輩の私言に非ずして実一定の与論なり。」と、学問の独立、自由、自治の精神を確認する。また、続けて、教育方針にふれ、本学の主義は「開発主義にして又自由討究主義なり」⁽⁴⁹⁾と大学としての特徴をのべている。岸本辰雄は、私立大学を国公立大学に劣らない、それ以上の自由な学園であり、人格の完成をめざし、また学の独立が保障されているといった評価を与えている。

和私法律学校は、一九〇三（明治三六）年に専門学校令としての大学として認可を得、校名を法政大学と改称した。法学部、専門部、高等研究科及び大学予科で構成されている。法学部は「法律、政治及び経済に関する学術教授と外国法を講習」し、三か年間に修学期間としている。大学予科卒業および同等の資格を有するものの入学を認める。専門部も三年の修学期間とし、「専ラ邦語ヲ以テ法律、政治及經濟に關する學術ヲ教授」し、中学校卒業者又はこれと同等の学力を有する者の入学を認めるとしてゐる。大学予科の修業年限は一年半である。法学部に進学する中学卒業生および同等の学力を有する者の入学を認める。法政大学の場合は、法学部も専門部も法律科のみで、一九〇八（明治四一）年にいたって、それぞれの部に政治科が増設され、また専門部には、一九〇四（明治三七）年に実業部⁽⁵⁰⁾（のちの商科）が付設されている。授業開講は、法学部と専門部は夜間授業を、大学予科は昼間授業であつた。法政大学と

改称し、専門学校令にもとづく大学としての認可を得た当時の状況について、梅謙次郎は、創立三〇周年記念式典を利用して、「私共ノ希望ハ今日ノ大学ト称スルノハ実ハマダ早イ……唯併シナガラ世間ニ矢張り同一程度ノ大学ナルモノガ許多アリマスカラ」、この時期に大学を呼称したのであるとのべている（法政大学百年史、一五九頁）。たしかに、大学の認可を急ぐあまり十分な準備期間もないまま大学の昇格を求めた大学も多いことは事実である。

英吉利法律学校は、一八八九（明治二二）年に「東京法学院」に、一九〇三（明治三〇）年には「東京法学院大学」に、さらに一九〇五（明治三八）年には、「中央大学」へと校名を変更している。専門学校令による大学の認可は、一九〇三（明治三六）年である。中央大学は「認可」を機に、法科一辺倒の組織、学科編成から総合大学化をはかっている。大学は、大学部本科（三年）、予科（一年半）、専門科（三年）を組織し、大学部本科は、法律学科、経済学科、商業学科（明治四三年新設）からなっている。また、予科制を採用し、本科に入る前段階として一年半の修学期間として設け、外国語、漢文、歴史、倫理などの科目を配した普通教育を重視している。中央大学の教育目的は、英吉利法律学校の創立理念である「法の実地応用」「超然独歩（アカデミック・フリーダム）」を継承する、として⁽⁵¹⁾いる。

法律系私立学校のうち三大学（明治、法政、中央）の学部、学科の内容をみても、あまり特徴らしいものはみられないが、これらの中からつぎのような傾向を読みとることができる。第一に、三大学は専門学校令第一条（高等ノ学術芸ヲ教授スル）を受けて、各大学とも学則にその文言を反映させている。「法律、政治、（文学）、経済、商業ニ関スル学術ヲ教育シ其蘊奥ヲ研究スル」を目的すると定める。文学部は明治大学のみであるが、設置目的は共通している。中央大学は、その目的に「併セテ之ニ関スル有益ノ圖書雜誌ヲ出版スルコト」を加えている。三大学共、法学一辺倒の組織から総合大学への移行が示されている。第二に、明治大学は商学部、政経学部を、中央大学は経済学科のちに商業学科を、法政大学は一九〇四（明治三七）年に実業科（後の商学部）を増設している。商業系学部の設

置は、日本經濟の發展を担う商学部系学生に対する教育が必要とされてきたことによるものである。すでに慶應義塾大学は、理財科学が設置されていたが、早稲田大学が一九〇五（明治三八）年に、明治大学が一九〇六年とほぼ同じ時期に設置され、のちに中央大学、法政大学も設置され商業教育の興隆期を迎える。学生の関心は、「法科から商科」に移っていった。第三に、三大学間の講義科目には特徴はみられず、講師陣をみると専任教員は置かず、東京帝国大学教授、裁判官、行政官僚の兼務で構成されている。このことは、大学の個性を稀薄化し、かつ自治を弱体化する要因となっている。第四に、いずれの大学も本科（三か年）、予科（一か年半）、専門科（三か年）を修業期間としている。とくに予科には外国語をはじめ教育科目を設置し、大学らしい特徴が整えてきたといえる。しかし、これらの大学の総合大学化は、文部省の大学に対する強いコントロールのもとでの「大学の画一化」、「大学の平準化」政策にもとづくものであると解すれば、むしろ特徴がみられないのは当然のことといえる。専門学校令にもとづく大学の誕生は、大学の画一化の方向であり、国の教育体制の組み入れであったことは事実として指摘できる。

五 研究の自由、発表の自由と政府

帝国大学は、大学の設置者である国によつて、管理運営権、財政処理権が掌握され、教育内容（カリキュラムの編成など）についても厳しく制限されていた。私立大学については、本来、私的自治の原則が罷り通るはずであるが、国の認可権、監督権によつて教育内容はもとより人事にいたるまで介入されていた。また、帝国大学の学生に対しては、高等文官試験資格をはじめ判検事登用試験等に優遇措置などの「特権」を与えるなどして、私立専門学校との間に差別化をもたらしていた。

研究発表の自由については、政府が教育内容に干渉しない方針とっていたが、政府の政策の妨げになると判断すると厳しく制限し、状況によつては研究者の身分保障（人事）に介入し解職に追い込んでいた。これは、研究の自由を制限するものであり学問の自由を妨害し大学の自治を害するものである。主なケースを取りあげてみたい。

(1) 久米邦武事件。政府の研究内容に対する介入である。東京帝国大学文科大学教授であり、臨時編年史編纂掛であつた久米邦武は一八九一（明治二四）年に「史学会雑誌」（二三—二五頁）に、「神道ノ祭天ノ古俗」と題する論文を発表した。その内容は神社は宗教ではなく、祭天（天を祭ること）の古俗であるとし、従来の天皇中心の神話的な解釈について批判を加えた論文である。この論文に対し、神道関係者、国学者は、皇室と皇室の祖先を侮辱する不敬の論文であると批判したことから政治問題化した。官権は「史学会雑誌」を治安妨害の罪に該当するとして発行を停止とし、帝国大学の教授にふさわしくないとして久米邦武を罷免した。⁽⁵²⁾翌九三（明治二六）年三月に、史料編纂掛を廃止し、当時の史誌編纂委員長であつた重野安繹も罷免された。その後、新史料編纂掛として設置をみるが、そこでは、「久米事件に顧みて、世上の物議を招く恐れのある論説、考証を発表しないこと、結果的にみて史料編纂事業の遅滞につながるような個人の論説、考証の執筆をしないこと、掛中にある史料などは一切他に漏さないことを申合せ」⁽⁵³⁾している。研究の自由を自肅した上での設置であつた。学問の自由を放棄しての研究体制の確立といえよう。

(2) 哲学館事件。一九〇二（明治三五）年哲学館事件が起きている。文部省による私学弾圧事件といわれている。東洋大学の前身である哲学館（創立者井上田了）に、文部省の視察官数名が登校して卒業試験を臨監したことに始まる。当時、倫理学を担当していた講師（中島徳蔵）の試験問題の内容が「国体上不都合」な結論を導き出すものとして中島講師を引責辞職に追込み、同じく兼務をしていた東京高等工業専門学校の講師を退職させられた。文部省が私立専門学校の人事権を掌握（認可）していたことからくる措置であつた。また、これによつて、哲学館が有していた

「教員無試験検定」の特権が剥奪された。⁽⁵⁴⁾ 教授内容に関する介入であり、大学の自治、私学の自治に対する侵害である。このような久米邦武事件および哲学館事件からいえることは、天皇制ないし国体に関わる問題に触れると、政府（文部省）が容赦なく大学に介入し、管理権を通して教授の地位を剥奪していることは明らかである。

(3) 戸水事件。日清戦争後、ロシアの東侵が露骨になるに及んで、対ロシア強硬意見を主張し、政府の政策に反対した東京帝国大学法科大学教授戸水寛人が、文官分限令によって休職処分につせられた。これに対し、同大学の教授連が結束して政府に対し、大学の自治の観点から激しい抗議を起した。当時、美濃部達吉は、一九〇五（明治三八）年一〇月発行の「国家学会雑誌」において、「大学教授ハ為政者ニ非ラズ、又為政者ノ属僚ニ非ラズ。政府ノ外ニ独立シテ學術ノ研究ニ従フ者ナリ。為政者ノ一人タリ、又ハ少クモ為政者ノ属僚タルモノナラバ、政府ノ方針ハ宜シク一途ニ出ツベク、其ノ間ニ意見ノ齟齬アルコトヲ許サザルガ故ニ、其ノ主張ノ相反スルガ為ニ之ニ休職ヲ命ズルモ亦当然ナルベシト雖モ、學術ノ研究ヲ任トスル大学教授ニ向テハ決シテ比ノ如クナルヲ許ルサズ、是レ權力ノ濫用ナリ」といつた批判を加えている。⁽⁵⁵⁾

この戸水事件は、大学側の主張が通り、文部大臣久保田讓吉が辞職し、山川健次郎東京帝国大学総長も責任を取り終結をみている。しかし、この事件で文部大臣、総長が辞職しただけで大学の自治の道が確立したわけではない。また、大学の管理体制そのものにもメスが入ったわけではない。また、教授、助教授の任免権を保障するシステム（教授会などの）が確立したわけでもなかった。家永三郎は、これが慣習法として政府当局によって認められるためには、澤柳事件を待たなければならなかった、とのべているが然りである。

(4) 澤柳事件。京都帝国大学は、創立以来、ドイツ型大学の自治を根拠に、研究の自由、教授の自由を保障する大学システムの確立にこだわっていた。教官の人事、とりわけ管理職の人事については、教授会の自治で扱われるべ

きものと考え、一九〇八（明治四一）年に、京都帝国大学は、分科大学学長（現在でいう学部長）を教授会で互選する（のが望ましいと文部大臣に具現し、実現していた）。

ところが、一九一三（大正二）年七月に、帝国大学総長に就任した澤柳政太郎は、卒業式（京都帝国大学は七月一日）終了後、各分科大学学長を集め、その席上において医、理工、文の三分科大学の教授七名の罷免を発表した（法的には依頼免官）。その理由は、大学長（現在の部長）の互選制、総長の学内互選制を積極的に推進していたことに對する罷免であつた。

法科大学では、学部協議会を開いて、澤柳総長の行つた七名の教授の罷免を行うについては、予め教授会の同意を得ることが必要であると決議し、その決議の内容を最初は口頭で、のちには意見書で罷免の理由を総長に求めた。これに對し総長は、同年一〇月二十九日「教授の罷免につきあらかじめ教授会の同意を経ることが適当な処置であるとしてもそうならない現在の制度のもとで手続きをとることは不穩当なことであると信ずる。大学教授は、學術の研究と学生の教授とに向つて全力をつくす任務をもつものである」から、第一流の学者であることが要求される。学問上の言議は、時には政府の主義に反し、また、時流の喜ばないこともあるが、そのために「その地位を動かすことは断じてない。」「大学教授について重んずべきことは学問であるが、品性、行動において非難をうけるものがあるとすれば、これも大学教授の資格がないと信ずる。」とのべ、さらに「大学教授の退職を決めるのに、同僚の集団である教授会の議によるということは、いずれの国にもみあたらないうことで、不穩当の感を禁じえない」と主張した。⁽⁵⁶⁾

これに對し、同年二月一〇日に、さらに同大学協議会は、総長に對し弁駁書を提出している。

「教授の罷免を教授会の同意によつて行うことが現行の制度でないという形式論を中心として趣旨のあるところを避けて構成されている。法科大学の主張は現行の制度を改正せよというのではなく、現行の制度運用につき最つとも

穩当な方法を得ようといふにすぎない。教授会の推薦によつて教授を任命することが、すでに現行制度運用上の慣例になつてゐるのは、大学が最高学府としての使命を完うするために、おのずからそうしなければならぬからである。そうであるとすれば、教授の罷免についても教授会の同意を経て行ふことは当然で、べつに不穩当なところはないとのべ、最後に、外国の大学の例をあげてゐる。「総長または政府の専断によつて任免罷免の行われてゐる国はどこにもない」と反駁し、現行制度のもとで最も穩当なものを求めるとすれば、「教授会の意思を重んずる以外にはない」(「京都法学会雑誌」第九卷一号巻頭)とのべてゐる。法科大学協議会は、さらに、文部大臣に対し、上申書を提出し、「公明ナル裁決」を求めた。文部大臣は、これを受けて、教授メンバーと協議し、穂積、富井両教授との調停などを経て、「教授ノ任免ニ付テハ総長力職權ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」(「京都法学会雑誌」第九卷二号巻頭)との結論が示された。

総長が行つた七教授の免職依頼についての教授会との交渉は年明けても続いたが、事態は急転し七教授一同は総長に辞表を提出して終了した。七教授の免官依頼をめぐつてそのやり方に、法科大学教授が立上つたことは大学の自治、教授会自治を擁護する強い姿勢を見ることが出来る。この教授会の示した姿勢は、「教授会の同意なしには、文部省当局(総長)が教授の任官を勝手に行ふことはないという原則を確立」⁽⁵⁷⁾させたことである。

京都帝国大学澤柳総長は、一年間で依頼免官となり、その後、荒木寅三郎が総長に就任した。これは、日本の大学における最初の選挙によるものであった。東京帝国大学は、京都帝国大学の総長選挙から四年を経た一九一九(大正八)年の大学令を受けて総長選挙、学部長選挙が行われている。⁽⁵⁸⁾また、教授の任命についても、教授会の議が必要となつた。

私立大学の場合、大学の自治の観点からみれば、建学精神等で権力からの独立自治を謳う大学も多いが、総長が

教授等の選挙で、また人事についての教授会の同意を得て任命している大学は、大学令の公布をみるまではみられなかった。

六 一応のまとめ

小稿は、「はじめに」でものべたように、日本の大学が知的生産、創造の場であり、高度な教育を教授する場として、権力から独立、かつまた権力との緊張関係をはかりながら、また、官立大学と私立大学がどのような関係において生成展開されてきたかを検討してみることができた。なぜなら、わが国の場合、これらの検討の視点を欠落させては、大学の目的ないし自治を語ることができないからである。このような目的意識のもとでの検討を通して小稿ではつぎのようなまとめをおきたい。

第一に、わが国の場合、国によって設置される官立大学、自治体によって設置される公立大学、そして民間人によって設置される私立大学と明確に峻別されているが、日本の大学の生成期には、政府は東京大学以外に大学の存在を認めない方針をとっていた。一八八六（明治一九）年に、東京大学は帝国大学に改称され、一九〇〇（明治三三）年には、京都帝国大学の設置をみるが、すでに私立専門学校、官立の「専門学校」「専門実業学校」も存在し、いずれの専門学校も帝国大学に劣らぬ実績を示していた。とくに、この黎明期は、日本の近代化を担うべく多くの私立専門学校が、近代国家の法律、経済、政治理論を教授し、公益を目的とした社会貢献に向けた努力を進めていた。それはあくまで専門学校としてである。

大学は、国が設置した大学であれ、学問および研究を担わなければならないはずのものであるが、現実には、政府

は、帝国大学を政府の大学として、官僚を養成する機関として位置づけ、ほぼ同じ黎明期に抬頭してきた私立専門学校を牽制し、差別化政策をはかつていた。その中にあつて慶應義塾大学は、一八九〇（明治二三）年に大学部を設置し、東京専門学校は一九〇二年に早稲田大学と改称して大学であることを既成事実化していった。一九〇三（明治三六）年にいたり、大学昇格を求める動きは、関係者、マスコミ等から起つてくる。政府は、翌一九〇四（明治三七）年に専門学校令を發し、一部の高等教育機関に対し、大学としての名称を用いることを可能とした。しかし、これは帝国大学令のいう大学とは全く異なつた存在としてであつた。明治法律学校をはじめ多くの専門学校は、専門学校令にもとづく大学としての認可を得ることを機に学部増設（とくに商業系）をして総合大学化をはかつた。その努力は、大正期にはいり大学令の公布を生み公式の大学として結実した。官立専門学校および実業専門学校も単科大学として昇格し大学への道が開かれた。しかし、大学となることの認可基準は厳しく、しかもこの認可は、大学を画一化し、かつ国家への組み入れを意図づけたものであり、大学自治の喪失に貫なるといつた批判が続出したことが指摘される。

第二に、帝国大学が、政府の「官僚養成機関」としての役割を担つている点については、各大学の自治に影響をおよぼし侵害されない限り、ここでは意見を差し挟むものではない。しかし、政府は、帝国大学を官僚養成機関としての地位を高め、その地位を守るために、当時帝国大学と競争関係にあつた私立大学に対し、あるいは官公立の専門学校に対し、差別化政策を行つていた。とりわけ、私立学校に対しては一八八六（明治一九）年に「私立法律学校特別監督条規」を制定し、その監督者に帝国大学法科大学教授を指名してその任に当らせている。政府は法律系私立専門学校の質の向上を図ることを理由として、「教員組織、教育課程、試験など」の具体的な内容に立入つた審査、監督をする。この制度は、大学自治、とりわけ教育内容への介入にほかならないとする批判を受けて、翌二〇年には廃止された。しかし、政府は、これに変わる高等文官試験制度を採用し（明治二〇年）、一八八八（明治二一）年には、新たに

「特別認可学校制度」を導入した。この特別認可を受けた私立専門学校の卒業生には、高等文官試験の受験資格が与えられ、普通文官（判任官）への無試験任用を認め、さらに、学校、学科の卒業生には徴兵免除が認められた。この認可制度に対して、特別認可を得た私立学校と特別認可を得ていない私立学校間の差別を生み出すとする批判が出された。しかし、帝国大学の卒業生なるが故の「特権」はそのまま維持されていた。帝国大学の卒業生は、口述試験のみで司法官補（判事、検事）に就くことができたからである。帝国大学の卒業生に対する「特権」廃止が強調されたのは、京都帝国大学の創立によって、私立専門学校の出身者による法曹界への道が狭くなるとの批判からであった（木守一『京都帝国大学の挑戦』一七六頁）といわれているが、その根底には帝国大学と法律系私立専門学校との間の差別化であることは間違いない。

第三に、大学の自治に関していえば、本文でも検討してきたように、政府は、大学の管理運営を通して教育内容、教授方針にいたるまで極め細かく監督するが、研究の自由については建前として大学側の独立を維持、尊重する考え方に立っていた。しかし、実際には政府の政策に反する研究には敏感に反応し、大学の管理者である学長を通して教授人事に介入していた。それが戸水事件、澤柳事件である。これらの事件を通して大学は教授会の自治が慣習化したとみることもできるが、その後次々と惹起される事件をも併せてみると、大学の自治は十分に機能していたとは決していえない。

第四に、政府は、帝国憲法の制定、教育勅語の發布を機に、私法律律学校間の激しい法典論争を利用して、明治維新以来の法律システムを変更することに成功した。大袈裟にいえば、明治維新以来進めてきたフランス法モデルの礎をドイツ法システムの転換を意味するものであった。その中において帝国大学法科大学の英米法律系、ドイツ法律系の多くの教授が、英法系私立専門学校（東京法学院）を拠点として活動し、民・商法典の実施を延期してドイツ法

体系への移行に向けた道を開いた。この成功が「ドイツ法ニ非ザレバ法ニ非ズ」といったドイツ法万能時代を生み、東京帝国大学は官僚養成機関としての役割を担いながら、ドイツ法系の拠点としての大学の地位を不動のものとしていったといえる。

注

- (1) ここでいう「大学は死んだ」といっても、大学の組織が消滅したわけではなく、「大学の理念が失われてしまったということである」(市川昭午『未來形の大学』(玉川大学出版部、二〇〇一年)二三一—四頁。もともと、世界を風靡した大学の理念(フンボルト大学にみる)は、創作された神話にすぎないと説く文献もある(潮木守一『フンボルト大学の終焉?』(東信社、二〇〇八年))
- (2) この点については、吉田善明「大学法人(国立大学、私立大学)の展開と大学の自治」(法律論叢第八一卷第二・三合併号四三—三三頁以下)を参照。この大学理念(フンボルト大学にみる)は、創作された神話にすぎないと説く文献として、潮木守一・前掲書参照。
- (3) 大学改革案は多様である。明治憲体制下で帝国大学にいかなる制度的地位を与えるかについてつぎのような案が掲示されていた。第一案は、帝国大学を帝室に属すとし、文部大臣がこれを監督する案である。政府の直接管理から相対的独立を意図したものである。第二案は、政府と並行して帝国大学教授が中心となつて掲示された「一個の独立体」とする案であり、「政府部内ヨリ分離独立」した「法律上一個人ノ資格ヲ有スル自治体」とする案である。第三案は、飯島魁以下少数教授によつて提案された「帝国大学組織案」である。いずれの案も政府、行政からの相対的独立を視点にしている。しかし、いずれの案も実効性を有するものにはならなかつたが、政府、行政からの独立に真剣であつたことが指摘できる(東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史通史一』(東京大学出版会、一九五九年)八二—六頁以下。家永三郎『大学自由の歴史』(塙書房、一九六二年)二九頁以下。寺崎昌男『増補版、日本における大学自治制度の成立』(評論社、二〇〇〇年)一八—六頁以下)。
- (4) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 四一—五頁以下、利谷信義「日本資本主義と法学エリート」思想四九六号、八九—二頁
- (5) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 四三—〇頁以下
- (6) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 五五—九頁
- (7) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 九七—九頁以下

- (8) 慶応義塾発行「慶応義塾百年史中巻(前)」(一九五八年) 九頁以下
- (9) 法政大学大学史資料委員会「法律学の夜明けと法政大学」(一九九二年) 二二頁
- (10) 法政大学大学史資料委員会・前掲書 二二頁
- (11) 早稲田大学史編集所「早稲田大学百年史第一巻」八九頁
- (12) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 四六一頁
- (13) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 四六一頁
- (14) 利谷信義・前掲論文 八九二頁
- (15) 中央大学百年史編集委員会「中央大学百年史」通史編上巻、八七頁
- (16) 社団法人日本私立大学連盟「私立大学の経営と財政」(開成出版、一九九九年) 四頁以下
- (17) 天野郁夫「日本の大学(上)」(中公新書、二〇〇九年) 二六〇—二六二頁
- (18) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 七九三頁
- (19) 大久保利謙「日本の大学」(創元社、一九四三年) 三三三頁、山崎眞秀「戦前における学問の自由」東京大学社会科学研究所編「基本的人権4 各論Ⅱ」(一九六八年) 四七五頁以下
- (20) 草原克豪「日本の大学」(弘文堂、二〇〇八年) 三九頁
- (21) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 九九四頁以下、寺崎昌男・前掲書 一七六頁以下
- (22) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 九九六頁
- (23) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 九九六頁
- (24) 明治大学百年史編集委員会「明治大学百年史 第三巻通史編Ⅰ」(一九九二年) 二〇〇頁以下、寺崎昌男・前掲書 一八五頁
- (25) 以下参照、別府昭郎「明治大学の誕生」(学文社、一九九九年) 六三頁
- (26) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 一〇七二頁
- (27) 利谷信義・前掲論文 八八九頁以下
- (28) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 一〇七二頁
- (29) 東京大学百年史編集委員会・前掲書 一〇七八—九頁
- (30) 明治大学百年史編集委員会・前掲書 二九九頁、法政大学百年史編集委員会編「法政大学百年史」一三三頁

- (31) 法学士会とは、東京大学法学部卒業生によって組織された団体である。そのメンバーによる「法典編纂二関スル法学士会ノ意見書」である（明治大学百年史編纂委員会・前掲書 二九四頁）。
- (32) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書 二八七頁
- (33) 中央大学百年史編集委員会・前掲書 二四四頁。なお、民、商法典の即実施、延期をめぐる賛否とその理由について、当時の文献を整理した文献として、村上博「日本之法律」にみる法典論争関係記事（一）—（四）」（法律論叢第八〇巻四〇五号、同第八一巻一号、同八二巻四〇五号、同八三巻六号）がある。
- (34) 「法典編纂二関スル法学士会ノ意見書」は、国会議員全員、各新聞社に配布されている。その内容は、村田保議員の提案理由とはほぼ同じである（法政大学百年史編纂委員会・前掲書 一三九頁）。
- (35) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書 三〇二頁
- (36) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書 三〇二頁
- (37) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書 二九五—三〇〇頁、中央大学百年史編集委員会・前掲書 二五二頁
- (38) 現在の民法典（当時は新民法と呼んでいた）の各条は、最低半分以上がフランス民法典の影響のもとにある（星野英一）といった指摘もある。また、「英法派の勝利」といった主張も、新民法をみてどれだけイギリス法の影響があったかについて分析し、これは「歴史の皮肉ではないか」との主張もある（法政大学百年史編纂委員会・前掲書 一四四頁）。
- (39) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書 三〇六頁、中村雄二郎「民法典論争と美濃部・上杉論争」同編『近代日本思想論争』（青木書店、一九七一年）六七頁以下
- (40) 天野郁夫・前掲書 三六六—三六七頁
- (41) 天野郁夫・前掲書 一六三頁
- (42) 天野郁夫・前掲書 一七〇頁
- (43) 慶応義塾・前掲書 二六二頁以下
- (44) 慶応義塾・前掲書 二六八頁
- (45) 慶応義塾・前掲書 八三六—八三七頁
- (46) 早稲田大学大学史編集所・前掲書 九六五頁以下
- (47) 早稲田大学大学史編集所・前掲書 九八〇頁
- (48) 高田学長「理工科学生に告ぐ」（早稲田大学『早稲田大学教育方針』（一九二五年）所収）、永井道雄・前掲書 五一頁

- (49) 明治法律学校創立者岸本辰雄校長の演説(明治大学百年史編纂委員会編「明治大学百年史第一卷資料編一」)五六三―五六七頁
- (50) 政法大学百年史編纂委員会・前掲書 一五六―一六〇頁
- (51) 中央大学百年史編纂委員会・前掲書 二七九頁以下、および二六一頁
- (52) 家永三郎・前掲書 三八頁以下、伊ヶ崎曉生「学問の自由と大学の自治」(三省堂、二〇〇一年)二六九頁
- (53) 東京大学百年史編纂委員会・前掲書 一〇三九頁、家永三郎・前掲書 三八頁、伊ヶ崎曉生・前掲書 二六頁以下
- (54) 伊ヶ崎曉生・前掲書 二八一―三〇頁
- (55) 家永三郎・前掲書 三九頁以下
- (56) 滝川幸辰「激流」(河出書房新社、一九六三年)七七頁以下
- (57) 立花隆「天皇と東大(上)」(文芸春秋、二〇〇五年)三五五頁
- (58) 家永三郎・前掲書 四八頁